

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第34回本部員会議

日時：令和4年 1月24日(月) 13時30分～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長発言（村岡知事）

新型コロナウイルス感染症については、全国的に、オミクロン株による感染者の急増に歯止めがかかっておらず、本県においても、昨日の新規感染者は353人と、過去最多を更新するなど、県内各地に感染が広がっている状況にあります。

現在、国から、まん延防止等重点措置の適用を受け、岩国市と和木町を措置区域として、1月31日まで集中対策を実施していますが、近隣県等の急速な感染拡大の影響が及ぶことが懸念されるとともに、県内全域で感染が拡大し、医療提供体制への負荷が高まりつつあることから、まん延防止等重点措置の期間延長について、国と協議を行っているところです。

国において、まん延防止等重点措置の期間延長が決定されれば、措置区域を県内全域に拡大し、飲食店等への営業時間の短縮要請をはじめとした集中対策を実施することにより、何としてもこの感染拡大を抑え込みたいと考えています。

本日の本部員会議は、こうした考えのもと、本県における今後の対応を協議するものです。どうぞよろしく申し上げます

2 議題（1）現在の発生状況について

・事務局説明（健康増進課長）

別添資料1より説明

3 各部局発言

・教育長

教育委員会からは、学校における感染防止対策について報告いたします。

さきほど事務局より説明がありましたとおり、県内各地域で感染が広がっている状況をうけまして、国の衛生管理マニュアルに定める地域の感染レベルは「2」ですが、県立学校につきましては「レベル3」相当に引き上げて、対応することにより、感染防止対策を一層徹底してまいります。

具体的には、児童生徒の座席の間隔を、目安として、できる限り2m程度、最低1mを確保するよう配置するとともに、各教科において感染症対策を講じて、なお感染のリスクが高い学習活動は行わないようにします。例えば、長時間、近距離で対面形式等の活動は控えてまいります。

また、部活動につきましては、公式大会等を除き、原則として校内のみの活動とし、他校との練習試合や合宿等は実施しないこととします。

さらには、部活動の大会や修学旅行等の学校教育活動が安心・安全なものとなるよう引き続き、生徒、教職員等を対象とした随時のPCR検査を実施してまいります。

なお、子どもの学びの保証や心身への影響等の観点から、県立学校につきましては、当面地域一斉の臨時休業等を行わず、感染状況を注視しながら各学校において、学級単位、学年単位での臨時休業や時差登校、分散登校等必要な範囲で適切に対応を講じてまいります。

なお、市町教育委員会に対しましては、この会議の後に、県立学校の基本対応について示すこととしています。

感染力が非常に強いオミクロン株等の影響によりまして、感染者が急増する中で、各学校では、これから入学試験や学年末にむかう大切な時期を迎えることとなります。県教育委員会といたしましては、子ども達が安心して学校に登校し、学校教育活動を円滑に継続できるよう、市町教育委員会と連携して、感染症対策に万全を期し、日々緊張感をもって対応してまいります。

4 本部長発言（村岡知事）

ただいま、本部員及び事務局から、本県の現在の感染状況などについて報告がありました。報告にありましたように、岩国地域での新規感染者は減少傾向にあるものの、県内全域で感染拡大が続いていることなどから、1月31日までを期限としている「まん延防止等重点措置」について、期間の延長を国へ要請することとします。今後、国において、まん延防止等重点措置の期間延長が決定されれば、これから申し上げる方針に従って、対応していきます。

資料2をご覧ください。

まず、まん延防止等重点措置の措置区域については、県内全域に拡大します。

次に、飲食店等への営業時間短縮要請についてです。期間は、2月1日から国において決定された期日までとし、県内全域の食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店を対象に営業時間の短縮を要請し、協力いただいた事業者の皆様には、協力金を支給いたします。

要請内容については、「やまぐち安心飲食店」は、次の2つから選択できるものとします。

まず、営業時間を5時から21時までに短縮し、酒類の提供を11時から20時までとした場合、協力金は、売上高に応じて1日当たり2.5万円から7.5万円となります。

次に営業時間を5時から20時までに短縮し、酒類を提供しない場合は、協力金が、売上高に応じて1日当たり3万円から10万円となります。

「やまぐち安心飲食店」以外のお店は全て、営業時間を5時から20時までに短縮し、終日酒類を提供しないこととし、協力金は売上高に応じて1日当たり3万円から10万円となります。

次の県民・事業者への要請についてです。県民・事業者の皆様には、本県の感染状況を踏まえて、現在実施している集中対策の期間を延長するとともに、感染拡大防止に向けた取組を改めて要請することとしています。

これらの取組については、本県へのまん延防止等重点措置の期間延長が決定され次第、県の対策本部会議を開催し、今後の対応を決定したいと考えています。また、協力金の対象とならない事業者の皆様に対しても、コロナの影響で売上が減少している事業者を対象に、国の支援施策として「事業復活支援金」による給付が始まりますが、県としても、まん延防止等重点措置の影響により、売上が大きく減少した県全域の事業者を対象として、事業継続の支援金を支給したいと考えています。

県民の皆様、事業者の皆様には、ご負担をかけることとなりますが、何とぞ、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

各部局においても、感染力の非常に強いオミクロン株の感染拡大防止に向け、全力で取り組んでいただくようお願いし、本日の会議を終了します。